

# 令和2年6月 定例記者会見

と き 令和2年5月29日（金）  
午前10時30分から  
ところ 市役所205会議室

## 会見次第

- 1 市長あいさつ
- 2 とびっくす
- 3 6月定例議会提出議案について
- 4 質疑
- 5 その他

# 目次

1	とびっくす	.....	1
2	6月定例議会日程（案）	.....	2
3	提出案件数一覧表	.....	3
4	条例案件等	.....	4
5	令和2年6月補正予算について	.....	2 2
6	令和2年8月末までの主な行催事	.....	3 7

# 1 とびっくす

## 小中学校の児童生徒全員に 1人1台タブレット端末を配備します。

～ ICT機器を活用した新たな学び合いの授業スタイル ～

感性豊かな人づくりを進める上で、児童生徒への授業と生活の質の向上、社会との繋がりを広げることを目的に、その手段として1人1台タブレット端末を導入し、必要なコンテンツを入れて活用します。

国の補正予算に合わせ計画を変更。今年度中の整備を目指す。

### 元の計画

R2 年度	ネットワーク環境整備 (令和元年度予算を繰越し)
	小5年・6年、中1年を対象 に端末整備
R3～R5 年度	他の学年を対象に端末整備

### 変更後の計画

令和2年度中に  
全ての端末を整備

ネットワーク環境整備も実施  
(高速大容量の通信ネットワーク)  
(通信速度 1Gbps→10Gbps)

学校臨時休業などの緊急時には、ICT機器を最大限活用して遠隔で対応することが効果的であることを踏まえ、早急な環境整備を行います。

授業での効果を高めるため、各教室に大型モニターを設置し、新たな学び合いの授業スタイルを実現します。

また、子どもの安全確保のためや、犬山市の情報を知るための活用方法など、学習以外での活用方法も検討しています。

愛知県の広域・大規模調達計画に基づく共同調達を予定し、スケールメリットによるコスト削減を図ります。



R2.5.21に南部中学校で行われたオンライン授業の様子

補正予算の説明は33ページに記載。

## 2 6月定例議会日程（案）

議会期間 22日間（6月4日（木）～25日（木））

日次	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第 1 日	6 . 4	木	午前10時	○再 開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○議案上程説明
第 2 日	5	金		○精 読
第 3 日	6	ⓧ		○休 会
第 4 日	7	ⓧ		○休 会
第 5 日	8	月		○精 読
第 6 日	9	火		○精 読
第 7 日	10	水	午前10時	○一般質問
第 8 日	11	木	午前10時	○一般質問
第 9 日	12	金	午前10時	○一般質問
第 10 日	13	ⓧ		○休 会
第 11 日	14	ⓧ		○休 会
第 12 日	15	月	午前10時	○一般質問
第 13 日	16	火	午前10時	○議案質疑
第 14 日	17	水	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第 15 日	18	木		○全員協議会
第 16 日	19	金		○部門委員会
第 17 日	20	ⓧ		○休 会
第 18 日	21	ⓧ		○休 会
第 19 日	22	月		○部門委員会
第 20 日	23	火		○部門委員会
第 21 日	24	水		○休 会
第 22 日	25	木	午前10時	○再 開 ○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

### 3 提出案件数一覧表

区 分	件 数
1 条 例	8 (制定1・一部改正7)
2 単 行	1
3 人 事	10
4 補正予算	4 (一般会計1、特別会計3)
5 諮 問	2
6 報 告	4
計	29

※上記のほか、高規格救急車の取得に係る案件を追加提案  
予定

## 4 条例案件等

### ◎ 条 例

経営部 総務課

#### 《制 定》

- 犬山市公の施設の使用料等の納入に関する特例を定める条例の制定について  
(第58号議案)

#### 【趣旨】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い臨時的に閉館した施設を再開するに当たり、使用料の納期限を定める各施設に係る条例の規定に対する特例を定めるもの。

#### 【内容】

使用料等の納期限の定めについて次の特例を設ける。

**原則** 利用又は使用の許可と同時に納付（一部例外あり）

↓

**特例** 利用又は使用の日までに納付

#### ◎特例措置の対象

- ①公の施設の利用に係る使用料
- ②行政財産の目的外使用に係る使用料

#### 【効果】

再度、施設を臨時的に閉館することとなった場合の使用料の還付が不要となり、利用者の利便性の向上を図ることができる。

#### 【施行日】

公布の日(令和2年7月1日から規則で定める日までにおける利用について適用)

《一部改正》

○ 犬山市税条例等の一部改正について（第36号議案）

**【趣旨】**

地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正等に伴い、犬山市税条例等の一部を改正するもの。

**【内容】**

<令和2年度税制改正に関する主な事項>

1 個人市民税関係

○未婚のひとり親（※）に対する税制上措置の見直し

（第26条、第32条の2関連）

(1)個人市民税の非課税措置の対象にひとり親を追加

(2)寡婦（寡夫）と同様の所得控除（ひとり親控除、控除額：30万円）を適用

※対象となる「ひとり親」…現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で、次の要件を満たすもの

- ①生計を一にする子（前年の総所得金額の合計額が48万円以下）を有すること。
- ②前年の合計所得金額が500万円以下であること。
- ③住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がないこと。

**【効果】**

ひとり親に関し、婚姻歴の有無や性別による不公平感を解消し、全てのひとり親家庭に対して公平な税制度とするもの。

**【影響額等】**

令和3年度差引き増減見込み額：約3万円の減収、影響想定人数計約140人

<内訳>

・寡夫に対する控除額の変更により	△約22万8千円（約95人）
・所得制限設定（500万超は適用外）により	約46万8千円（約30人）
・未婚のひとり親への控除新設により	△約27万円（推計15人）
計 △約 3万円	

※新たに非課税対象となるひとり親については、個々の所得を把握できないため、算出できない。

（次ページにつづく）

## 2 固定資産税関係

○所有者不明土地等に係る課題への対応（第51条、第67条の6関連）

### (1) 使用者を所有者とみなす制度の拡大

土地又は家屋について、戸籍簿調査や関係者への調査を尽くしてもなお課税対象者が一人も特定できない場合、当該資産の使用者を所有者とみなして課税できるようにするもの。

### (2) 相続人等への申告の制度化

登記簿に、土地又は家屋の所有者として登記されている個人が死亡した場合、その法定相続人（条例上では「現所有者」としています。）に対し、相続していることを知った（亡くなったことを把握した）日の翌日から3か月以内に、住所、氏名、被相続人との関係などを申告させることができるようにするもの。

#### 【効果】

納税義務者特定の迅速化を図り、適正な課税に繋がる。

#### 【影響額等】

- (1)による令和3年度増収見込み額（令和2年度の課税標準額を参考）  
約8万8千円（現在把握できているものとして3件）

## 3 たばこ税関係

○軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し（第86条関連）

軽量の葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満のもの）について、現行の重量比例課税方式から紙巻たばこ1本に換算する本数課税方式へ段階的に（2回に分けて）移行するもの。

現行	令和2年9月30日まで	重量比例課税	
①	令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで	1本当たり0.7g未満の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算	1本当たり0.7g以上1g未満の葉巻たばこは従来どおり重量比例課税
②	令和3年10月1日以降	葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算	

※1本当たりの重量が1g以上のものは、引き続き重量比例課税方式

#### 【影響額等】

葉巻たばこの市販そのものが少なく、また、卸売業者による申告納税も紙巻たばこの販売数量に含めた実績のため、数千円～数万円程度の増収と見込んでいる。

（次ページにつづく）



＜新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関する主な事項＞

1 固定資産税関係

○固定資産税の特例措置の拡充（附則第10条の2関連）

中小事業者等が取得した先端設備等（事業用家屋及び償却資産）に課する固定資産税について、わがまち特例として3年間、0（零）に減額するもの。

取得対象期間：令和2年4月30日～令和3年3月31日

※わがまち特例…各自治体の自主的判断で定める軽減特例措置

（県内38市の状況は、すべて0（零）とする予定）

【影響額等】

対象資産の合計課税標準額の1.4%（1,000万円の場合、14万円の減収）

※減収分については、全額国費（新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金）で補填

2 軽自動車税関係

○軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長（附則第15条の2関連）

軽自動車の取得に係る軽自動車税環境性能割の臨時的軽減（税率1%分）の特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで6か月延長するもの。

【影響額等】

令和2年度軽自動車税環境性能割減収見込み額 約100万円

※減収分については、全額国費（軽自動車税減収補填特別交付金）で補填

3 個人市民税関係

○住宅借入金等特別税額控除に係る個人市民税の控除期間の変更

（附則第30条関連）

住宅ローン減税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年12月末までに入居ができなかった場合で、次の契約要件を満たして令和3年12月末までに入居しているときは、控除期間を1年度拡充し、令和16年度までとするもの。

＜契約要件＞・注文住宅の新築…令和2年9月末まで

・分譲住宅、既存住宅の取得等…令和2年11月末まで

※控除限度額：各年最大13.65万円

【影響額等】

令和16年度における減収想定額：約100万円

※減収分については、全額国費（地方特例交付金）で補填

（次ページにつづく）

#### 4 収納関係

○徴収の猶予制度の特例（附則第28条関係）

現行の猶予制度を拡張し、対象期間中の一定の期間（1か月以上）において収入が大幅に減少した場合に、無担保かつ延滞金なしで、1年間徴収を猶予するもの。（市税・国民健康保険税）

<対 象> 前年同期比から概ね20%以上収入が減少し納付が困難な場合

<対象期間> 令和2年2月1日～令和3年1月31日納期限分

その他、引用条文や用語の整理等について併せて改正

#### 【施行日】

公布の日（3の①は、令和2年10月1日施行、同②は、令和3年10月1日施行、③は、令和3年1月1日施行）

《一部改正》

- 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（第37号議案）

**【趣旨】**

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

**【内容】**

特定地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業を除く。）から退園する子どもについて、入園利用調整の際に優先的に取り扱うなど、引き続き保育・教育が提供されるよう市が必要な措置を講ずる場合は、当該事業所による連携施設の確保を不要とするもの。

○当市の状況

現在、対象となる施設はなし。

**【用語の説明】**

・特定地域型保育事業所

市町村の認可により地域型給付の対象となる事業で、原則3歳未満の子どもを保育する事業。家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの事業類型がある。

・連携施設

適正な保育の実施や子どもの卒園後の継続的な保育・教育の提供のために確保する連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。

連携施設の役割は、①保育の支援、②代替保育、③卒園後の受け皿の確保。

**【施行日】**

公布の日

《一部改正》

- 犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（第38号議案）

【趣旨】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

- ① 家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）から退園する子どもについて、入園利用調整の際に優先的に取り扱うなど、引き続き保育・教育が提供されるよう市が必要な措置を講ずる場合は、当該事業所による連携施設の確保を不要とするもの。
- ② 居宅訪問型保育事業について、保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な子どもに対する事業の実施を可能とする。

○ 当市の状況

現在、対象となる施設はなし。

【用語の説明】

・家庭的保育事業等

市長が認める家庭的保育者が、その居宅その他の場所で、原則3歳未満の子どもを保育する事業。

・連携施設

適正な保育の実施や子どもの卒園後の継続的な保育・教育の提供のために確保する連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。

連携施設の役割は、①保育の支援、②代替保育、③卒園後の受け皿の確保。

・居宅訪問型保育事業

3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業で、子の居宅において、1対1を基本とする保育を実施する事業をいう。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（第39号議案）

**【趣旨】**

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する事務を行うため、条例の一部を改正するもの。

**【内容】**

新型コロナウイルス感染症の拡大抑制のため、後期高齢者医療制度の被保険者等に対して愛知県後期高齢者医療広域連合が新たに支給する傷病手当金に係る申請書の受付について、条例で定める事務に追加するもの。

<参考>

傷病手当金の内容

（対象者）

加入者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者（雇用されている者）及び発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる被用者が、療養のため労務に服することができない場合に支給

（支給額）

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3  
×支給対象日数

**【施行日】**

公布の日

## 《一部改正》

## ○ 犬山市国民健康保険条例の一部改正について（第40号議案）

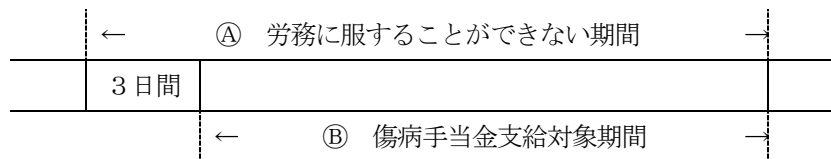
## 【趣旨】

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、国民健康保険加入者のうち、新型コロナウイルスに感染した被用者（雇用されている者）及び発熱等の症状があり感染が疑われる被用者に対し、新たに傷病手当金を支給するため、条例の一部を改正するもの。

## 【内容】

## (対象期間)

新型コロナウイルス感染症の影響により労務に服することができなくなった日から起算し3日を経過した日から、新型コロナウイルス感染症の影響がなくなり労務に服することができた日の前日まで。



## (支給額)

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額  $\times 2/3$   
 $\times$  支給対象日数

## (想定支出額)

2,760,000円（6月定例議会に補正予算を計上）

## (算出根拠)

- ・ 1日の平均収入：7,500円  
（犬山市国民健康保険被保険者の平均給与収入から算出）
- ・ 1日の支給額：5,000円（7,500円 $\times 2/3$ ）
- ・ 予想感染者数等：12人（濃厚接触者含む）  
（当市人口 $\times$ 国保加入率 $\times$ 愛知県感染者数割合から算出）
- ・ 支給対象日数：46日（B=A-3日）  
（感染者が重症者となり入院した場合を仮定）

（次ページにつづく）

・支給額

5,000円×46日×12人=2,760,000円

(予想感染者等が全て重症者となり入院した場合を仮定)

(適用期間)

令和2年1月1日～令和2年9月30日

(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで適用)

○ 目的・効果

被用者が休業しやすい環境を整備することで、新型コロナウイルス感染症の拡大抑止をするための対策の一つとして有効と判断し、国民健康保険運営協議会に諮った上で、事業実施を決定。

○ 財源

支給額については、国の特別調整交付金により全額が補填される予定。

※令和2年5月22日現在で、保険年金課で把握している対象者は0人

【施行日】

公布の日 (※令和2年1月1日以降に支給を開始する傷病手当金に適用)

## 《一部改正》

## ○ 犬山市介護保険条例の一部改正について（第41号議案）

## 【趣旨】

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正により、条例の一部を改正するもの。

## 【内容】

- ① 令和元年10月からの消費税増税に伴う介護保険法施行令の改正により、低所得者（第1段階～第3段階）の介護保険料を国・県・市の負担で軽減する。  
（負担割合 国1/2、県1/4、市1/4）
- ② 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の実施に伴い、災害その他の特別な事情がある被保険者に対する保険料の減免に係る納期限の延長を規定する。

## ○ 現状・課題

現在の低所得者の保険料軽減強化については、令和2年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準となっている。

現在の減免規定は納期限までに申請をしなければならず、納期末到来の保険料についてのみ減免の対象となっている。

## ○ 目的・効果

- ① 令和2年度の保険料軽減の完全実施に伴い、低所得者（第1段階～第3段階）の介護保険料を国・県・市の負担で軽減する。

## 令和2年度軽減試算額

(単位：円)

所得段階	保険料 (軽減前)	保険料 (軽減後)	軽減額 ①	人数(人) ②	保険料軽減分 ① × ② A	当初予算 計上額 B	補正予算 計上額 A-B
第1段階	28,600	17,200	11,400	2,400	27,360,000	17,750,000	9,610,000
第2段階	37,300	22,900	14,400	1,300	18,720,000	9,360,000	9,360,000
第3段階	43,000	40,100	2,900	1,100	3,190,000	1,540,000	1,650,000
合計				4,800	49,270,000	28,650,000	20,620,000

(次ページにつづく)



②災害その他の特別な事情がある被保険者に対し、既に納期限が到来している保険料や納付されている保険料について、令和2年2月分に遡って減免する。（国の財政支援の対象）

**【施行日】**

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（第42号議案）

【趣旨】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の改正により、条例の一部を改正するもの。

【内容】

① 消防団員や消防作業に従事した者などに対する損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額についての改正

★ 消防団員

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長 副団長	12,400円 ↓ <u>12,440円</u>	13,300円 ↓ <u>13,320円</u>	14,200円 ↓ (改正なし)
分団長 副分団長	10,600円 ↓ <u>10,670円</u>	11,500円 ↓ <u>11,550円</u>	12,400円 ↓ <u>12,440円</u>
部長 班長 団員	8,800円 ↓ <u>8,900円</u>	9,700円 ↓ <u>9,790円</u>	10,600円 ↓ <u>10,670円</u>

★ 火災現場付近にいて応急消火に協力した人、事故現場付近で応急手当をした人など

(改正前) 8,800円から14,200円まで

(改正後) 8,900円から14,200円まで

【支給の例】

消防団員（部長、班長、団員）が負傷したり、疾病にかかったりした場合で、その傷病は治ったが障害等級第1級の障害が残ったとき

障害補償年金の額：補償基礎額×313（障害等級第1級の係数）

(改正前) 8,800円×313=2,754,400円

(改正後) 8,900円×313=2,785,700円

(次ページにつづく)

② 障害補償年金前払一時金などが支給された場合における障害補償年金などの支給停止期間等の算定に用いる利率の改正

(改正前) 100分の5

(改正後) 事故発生日における法定利率

③ 上記の改正に伴う字句の整理

**【効果】**

補償基礎額の引き上げにより、消防団員等の処遇が改善される。

**【施行日】**

公布の日

## 《議会の同意》

- 犬山市農業委員会の委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするについて（第43号議案）

**【趣旨】**

犬山市農業委員会の委員の任命に当たり、例外規定を適用し、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするに伴い、議会の同意を求めるもの。

**【現状・課題】**

農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定に基づいて、委員の任命に当たり、原則として認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければならないとされている。

本市において、農業者等に委員候補者の推薦の求め及び募集を行ったところ10名の推薦があり、委員定数10名に達したが、うち認定農業者3名、認定農業者等に準ずる者1名で、市内認定農業者等へ積極的な働きかけなど相当の努力を行ったにもかかわらず、委員定数の過半に至らなかった。

**【目的】**

農業委員会委員の任命に当たり、認定農業者等の過半数要件を満たすことが困難であるため、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び同法施行規則第2条第2号に基づき、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするについて、議会の同意を得る必要がある。

**【関連議案】**

第44号議案～第53号議案 犬山市農業委員会委員の任命について

《農業委員会委員》

○ 犬山市農業委員会委員の任命について（第44号議案～第53号議案）

【趣旨】

犬山市農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日をもって満了となるため、委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

【内容】

委員として、

第44号議案の対象者

住 所 ■

氏 名 小澤 正明（こざわ まさあき）

生年月日 ■

第45号議案の対象者

住 所 ■

氏 名 吉原 範明（よしはら のりあき）

生年月日 ■

第46号議案の対象者

住 所 ■

氏 名 高木 正己（たかぎ まさみ）

生年月日 ■

第47号議案の対象者

住 所 ■

氏 名 伊藤 譲（いとう ゆずる）

生年月日 ■

（次ページにつづく）

第48号議案の対象者

住 所 ■

氏 名 吉野 幹雄 (よしの みきお)

生年月日 ■

第49号議案の対象者

住 所 ■

氏 名 松山 運美 (まつやま かずみ)

生年月日 ■

第50号議案の対象者

住 所 ■

氏 名 日比野 真里 (ひびの まり)

生年月日 ■

第51号議案の対象者

住 所 ■

氏 名 寺澤 克己 (てらざわ かつみ)

生年月日 ■

第52号議案の対象者

住 所 ■

氏 名 澤野 敏久 (さわの としひさ)

生年月日 ■

第53号議案の対象者

住 所 ■

氏 名 今井 高信 (いまい たかのぶ)

生年月日 ■

新たな委員の任期については、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間となります。

《人権擁護委員》

○ 人権擁護委員の推薦について（諮問第1号及び諮問第2号）

【趣旨】

人権擁護委員の「市原 尊光（いちはら たかみつ）」氏、「玉置 純二（たまき じゅんじ）」氏の任期満了（令和2年9月30日）に伴い、後任者を推薦するにあたり、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるもの。

【内容】

諮問第1号

再任者として、

住 所 ■

氏 名 玉置 純二（たまき じゅんじ）

生年月日 ■

諮問第2号

後任者として、

住 所 ■

氏 名 高木 浩行（たかぎ ひろゆき）

生年月日 ■

委員の任期については、委嘱の日から3年間となります。

## 5 令和2年度6月補正予算について

### ○ 予算規模

#### 総予算（企業会計を含む）

290万4千円を増額補正

補正後予算額 → 531億3,764万5千円

（補正予算前予算と比較して0.01%の増）

#### 一般会計

808万3千円を増額補正

補正後予算額 → 337億1,505万円

（補正予算前予算と比較して0.02%の増）

#### 特別会計

517万9千円を減額補正

補正後予算額 → 145億5,953万8千円

（補正予算前予算と比較して0.04%の減）



令和2年6月定例議会 会計別補正予算額一覧表

(単位：千円)

会計名		当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額	補正後の 予算額
一般会計		25,922,442	33,706,967	8,083	33,715,050
特別会計	国民健康保険 特別会計	6,952,266	6,952,266	2,760	6,955,026
	犬山城費 特別会計	230,410	230,410		230,410
	木曾川うかい 事業費特別会計	59,849	59,849	△ 9,981	49,868
	介護保険 特別会計	5,868,841	5,868,841	2,042	5,870,883
	後期高齢者医療 特別会計	1,453,351	1,453,351		1,453,351
小計		14,564,717	14,564,717	△ 5,179	14,559,538
企業会計	水道事業会計	1,814,284	1,814,284		1,814,284
	下水道事業会計	3,048,773	3,048,773		3,048,773
	小計	4,863,057	4,863,057		4,863,057
合計		45,350,216	53,134,741	2,904	53,137,645

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

◎ 補正予算に計上した主な事業

経営部 企画広報課

《一般会計》

○ 栗栖地区移住・定住・交流推進支援事業（企画政策事務）

補正予算要求額 50万5千円

【要求理由と事業内容】

栗栖地区において20年以上有効に活用されていなかった野猿公苑跡地を、栗栖地区のまちづくりや活性化の拠点とするため、ミラマチ栗栖を中心とした地元住民の手により、令和元年11月23日から野「縁」公苑としてオープンさせた。犬山青年会議所の協力を得ながら開催したオープニングイベントでは、市内外から多くの人を訪れ、「栗栖の魅力発信」と「賑わいづくり」の成功体験を得ることができた。この成功体験を活かし、地区への将来的な移住定住につなげていくため、以下の事業を行う。

○野縁公苑を活用した、栗栖の魅力を発信するイベントの開催

○栗栖住民を中心としたワークショップによる栗栖地区活性化プランの作成

※事業主体であるミラマチ栗栖へ、市は補助金を支出する。

※地域活性化センターの移住・定住・交流推進支援事業の採択を受け、歳入及び歳出の予算を計上するもの。

【課題・現状】

栗栖地区は、かつては野猿公苑があり観光地として栄えたが、平成9年に閉鎖した後、観光客が減少し賑わいが失われている。地域の発展会は店舗数が激減し、現存する店舗も経営者の高齢化により後継者不在という問題を抱えており、今後の見通しは明るくない。昭和52年には520人であった地区の人口も、約40年後の平成28年には約25%の減の391人となり、地域コミュニティの持続も課題となっている。

【目的・効果】

地域の拠点である野縁公苑で今後もイベントを続けていくことで、栗栖地区の魅力を発信し交流人口を増やしていく。それが同地区への移住定住に繋がっていく。さらに、栗栖地区が地元の資源で稼ぎ、自立自走できる仕組みを考えることができる。

栗栖地区の地域活性化や人を呼び込んで交流人口を増やすために何が必要かをプランの作成により明確化し、それを住民同士で共有することで、より効果的なアクションに繋げていくことができる。

(次ページに続く)

**【概略スケジュール（予定）】**

令和2年	7月	補助金申請、交付決定
	8月～9月	消耗品、備品購入、第1回ワークショップ
	10月	イベント①（収穫祭）、第2回ワークショップ
	11月	イベント②（野菜の即売会）
	12月	第3回ワークショップ
令和3年	2月	イベント③（キノコの菌打ち体験）、 栗栖地区活性化プラン完成

※イベント及びワークショップについては、新型コロナウイルスの影響を考慮しながら開催時期や方法を検討し、柔軟に対応する。

**【その他必要事項】**

新型コロナウイルスの問題が収束し次第すぐに動けるように補正予算を要求するものである。なお、地域活性化センターにも相談したところ、事業を実施するつもりで準備をするよう指示を受けている。

**【要求額の積算内容】**

移住・定住・交流推進支援事業助成金 505,000円

※事業費の全額が地域活性化センターからの助成金で賄われるため、同額の歳入補正も計上

## 《国民健康保険特別会計》

## ○ 傷病手当金支給(傷病手当金)

補正予算要求額 276万円

## 【要求理由と事業内容】

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、国民健康保険加入者のうち、新型コロナウイルスに感染した（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む。）被用者（雇用されている者）に対し、傷病手当金を支給する制度を創設するよう厚生労働省から通知があった。

傷病手当金の支給は、国保被用者が新型コロナウイルス感染防止のために休業を余儀なくされたことによる減収に対する保障制度であり、被用者が休業しやすい環境を整備することで、新型コロナウイルスの感染拡大を抑止するための対策の一つとして有効と判断し、事業実施を決定した。

## 【事業内容】

## (対象者)

国民健康保険加入の被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者及び発熱等の症状があり感染が疑われる者。

## (対象期間)

新型コロナウイルス感染症の影響により労務に服することができなくなった日から起算し3日を経過した日から、新型コロナウイルス感染症の影響がなくなり労務に服することができた日の前日まで。

## (支給額)

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額

× 2 / 3 × 支給対象日数

※支給額については、国の特別調整交付金により上記国基準の全額を交付予定。

## (適用期間)

令和2年1月1日～令和2年9月30日

(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで適用)

## 【目的・効果】

この制度の創設により、国保被用者の新型コロナウイルス感染症の影響による減収への対応の一助となる。

(次ページに続く)

**【概略スケジュール】**

令和2年6月25日	6月定例議会（条例改正・補正予算）での議決
6月26日以降	ホームページ等での周知 対象者からの申請受付開始

**【要求額の積算内容】**

傷病手当金の支給額 5,000 円／日  
(国保被保険者の平均給与収入から算出)  
支給対象者 12 人  
(当市人口×国保加入率×愛知県感染者数割合から算出)  
支給対象の日数 46 日  
(感染者が重症となり入院した場合を仮定)

$5,000 \text{ 円／日} \times 46 \text{ 日} \times 12 \text{ 人} = 2,760,000 \text{ 円}$

※事業費の全額が愛知県からの特別調整交付金で賄われるため、同額の歳入補正も計上

## 《介護保険特別会計》

## ○ 高齢者移動支援事業（生活支援体制整備）

補正予算要求額 204万2千円

## 【要求理由と事業内容】

愛知県が高齢者の社会参加を促進する環境づくりとして、運転に不安を持つ高齢者が自家用車に依存しなくても生活できるよう、高齢者の移動を支援する事業を実施するが、この事業を実施するうえで、実証実験を含めたモデル事業を県内の市町村に委託することとし、その募集を行った。

当市として、コミュニティバスの運行や、タクシー料金の助成事業を行っているが、それでもなお、外出が困難である高齢者が存在することから、これを解消するために県のモデル事業に応募し受託することにより、地域住民がドライバーとなり、日常生活、社会生活において外出に苦慮する高齢者等の移動を継続的に確保すること、また、地域間における支え合いにより運用実施を目指すものである。

## 【課題・現状】

## ・現状

当市では、民間バスの撤退による公共交通不便地域の解消及び高齢者などの交通弱者を対象に、主要な公共施設や市街地等へ移動する手段として、平成12年度よりコミュニティバスの運行を開始し、平成30年12月からは運行等を拡充し、8台8路線による平日毎日（月～金）運行をしている。

また、福祉施策として、85歳以上の高齢者及び障害者を対象にタクシー料金助成事業を実施しており、申請者にはタクシーの基本料金分の助成券を高齢者には年間28枚、障害者には年間48枚を限度に交付している。

## ・課題

コミュニティバスの最寄りのバス停まで500m以上離れている居住地もあり、使いたくても使えない高齢者や、タクシー料金助成事業の対象者にならない高齢者が地域によって少なからず存在し、このような高齢者に対しての外出支援が必要である。

(次ページに続く)

### 【目的・効果】

急速に高齢化が進行するなか、運転に不安を持つ高齢者が、自家用車に依存しなくても生活できる環境を整備するため、高齢者のための移動手段を確保、拡大することを目的とする。

また、地域住民がドライバーとなることにより、地域間での支え合いの精神が芽生えることが期待できる。

### 【概略スケジュール】

令和2年度・①高齢者地域ケア・生活支援推進協議会内に新たな部会の立ち上げ  
②アンケート調査を実施し、その結果からニーズの高い地区をモデル地区として選定

令和3年度・①外出支援事業についてのセミナー開催  
②地域ドライバーを募り、運転に関する講習等の実施  
③実証実験運行をし、その検証と制度設計

令和4年度・①引き続き、実証実験運行をし、検証・制度設計の見直し  
②介護保険制度の中の一つのサービスとして位置づけをし、財源の確保をして事業を継続

※本事業は、3年間の県委託事業として実施し、市の費用負担は発生しない。

### 【要求額の積算内容】

#### 検討会議実施

委員報酬	14万4千円	(7,200円×10人×2回=144,000円)
委員旅費	6千円	(1,360円×2人×2回=5,440円)
通信運搬費	5千円	(120円×10人×4回=4,800円)

#### 構想検討費用

アンケート委託料	187万円	(1,700,000円×1.10=1,870,000円)
案内チラシ印刷費	1万7千円	(30円×500部×1.10=16,500円)

歳出合計 204万2千円

※事業費の全額が愛知県からの委託金で賄われるため、同額の歳入補正も計上

《一般会計》

○ 犬山駅東西路上喫煙禁止区域整備工事（環境保全事務）

補正予算要求額 182万9千円

【要求理由と事業内容】

令和2年3月議会にて犬山市路上喫煙の禁止に関する条例が承認され、犬山駅東西に路上喫煙禁止区域を設定することとなった。

条例施行の10月までに、犬山駅東西が路上喫煙禁止区域であるということを、犬山駅やその周辺の施設を利用する方が認識できる看板を設置する。

また、同時に犬山駅東側の喫煙所の整備も行う。

【課題・現状】

路上喫煙禁止区域が誰でもわかるように、禁止区域に進入できる場所に看板設置を行う。

- ・路上喫煙禁止区域案内看板作成及び設置 18か所
- ・喫煙所案内看板作成及び設置 5か所
- ・路面案内標示作成及び設置

路上喫煙禁止区域設定に伴い、禁止区域である旨を伝える案内板の設置及び路面に張り付けるタイプの標示もおおよそ15m間隔で設置を行う予定。

現在 犬山駅東側には2か所の灰皿が置いてあるが、線路沿いにある灰皿に関しては、人通りの多い動線上にあり、犬山市や犬山駅にも苦情があるため、撤去を行う。

議会からも喫煙所の設置について、強く要望があったこともあり、からくり時計広場に喫煙所を整備する。

からくり時計広場にある既存の灰皿に関しては、バスの停留所に近いことから、北側に移動しパーテーションを設置する。

なお、喫煙所の大きさなどについてなど日本たばこ産業からのアドバイスをいただいております、パーテーションを寄付いただけるとの申し出があったことから、喫煙所整備については、パーテーションの設置工事費のみを補正予算に計上する。

【目的・効果】

犬山駅の東西に路上喫煙禁止区域を設定し、喫煙できる場所を分けることで喫煙者及び非喫煙者共に過ごしやすい生活環境を保全する。

(次ページに続く)



**【概略スケジュール】**

条例施行が10月からであるため、6月定例議会で補正予算が承認された場合下記のスケジュールで整備工事を実施予定

6月 補正予算承認

7月 工事詳細決定

工事業者決定

8月～9月 整備工事実施

10月 条例施行

**【要求額の積算内容】**

路上喫煙禁止区域案内看板作成及び設置 122万5千円

・禁止区域案内看板作成 916×600 18枚

・禁止区域案内看板支柱作成 30角フレーム H1600 18個

・禁止区域案内看板設置

・路面貼り付け案内標示作成

路上喫煙禁止 駅西側：20枚 駅東側：60枚 予備：50枚 合計130枚

喫煙所案内 駅西側：10枚 駅東側：20枚 予備：10枚 合計40枚

・路面貼り付け案内標識設置

犬山駅東側喫煙所整備工事 60万4千円

・パーテーション設置工事

(次ページにイメージ図等あり)

○路面貼り付け標識（イメージ図）



40cm×40cm



30cm×30cm

※約15m間隔で「路上喫煙禁止地区」標識を路面に設置し、路上喫煙禁止区域であることを周知  
 ※約50m間隔で「喫煙所」誘導標識を路面に設置し、適切に喫煙所へ誘導

○規制区域等表示看板（参考 豊田市）



※路上喫煙禁止区域に進入することができる交差点等(5か所)に設置（約90cm×60cm）

※路上喫煙禁止区域の地図及び禁止区域である旨の表示

※日本語を含め、5か国語での表記を予定(日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語)

○喫煙所用設置パーテーション（設置イメージ）



※パーテーション及び灰皿(2基)は、日本たばこ産業株から寄付を受けるため、設置費のみ予算計上

## 《一般会計 債務負担行為》

## ○ 児童生徒1人1台端末の整備事業

債務負担行為補正限度額 4億1,020万4千円  
(令和2年度～令和3年度)

## 【目的】

感性豊かな人づくりを進める上で、児童生徒への授業と生活の質の向上、社会との繋がりを広げることを目的に、その手段として1人1台端末を導入し、必要なコンテンツを入れて活用する。

## 【事業内容】

国のロードマップにより令和2年度では小学校5年・6年、中学校1年を対象に端末の整備を予定していた。しかし新型コロナウイルス感染症対応として、令和2年度の補正予算に児童生徒1人1台端末の早期実現のための予算が追加され、令和2年4月30日に可決された。「GIGAスクール構想」を加速することで、緊急時においてもICTの活用により、全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現するとされた。本市においても、児童生徒の学習・生活環境の向上を早期に進めるため、1人1台端末の整備を進めていく。

## 【現状】

現状は、各学校のコンピューター室のノートパソコン40台程度とタブレット端末10台程度を授業で利用している。

## 【今後の課題】

児童生徒に1人1台の端末を整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない学びを実現させ、新たな授業形態を進めるためには、教員にも同様の端末を整備することと、各教室に大型モニターを設置することが必要である。

加えて、ICTの活用には学習内容の充実が不可欠であり、授業での学習支援ソフトの導入と教員の研修等も今後必要となってくる。

今回の債務負担行為額は、現状把握している端末等の整備に係るものであり、今後ソフト面及び家庭での端末の利用の整備については、改めて計上する予定。

(次ページに続く)

**【概略スケジュール】**

愛知県が実施するプロポーザル方式による広域・大規模調達計画に基づいて端末の導入（購入・リース共）を予定し、スケジュールは以下のとおり。

- ・ 1回目（小学5・6年生、中学1年生分）

令和2年7月上旬	公告
令和2年7月下旬	提案書締め切り
令和2年8月上旬	審査実施（事業者決定）
令和2年8月中旬以降	犬山市との契約
- ・ 2回目（残り6学年分）

令和2年10月上旬	公告
令和2年10月下旬	提案書締め切り
令和2年11月上旬	審査実施（事業者決定）
令和2年11月中旬以降	犬山市との契約

**【要求額の積算内容】**

端末代(45千円×(6,014+439(教師分))人	2億9,038万5千円
※国が設定する補助上限額45千円で設定	
端末維持費(6,453台の年間のリース料)	5,988万2千円
モニター購入費(236台(1教室1台))	5,993万7千円
合 計	4億1,020万4千円

うち国費（予定） 1億8,040万5千円  
（全児童生徒数(6,014人)の2/3(4,009人)の端末代)

《一般会計 債務負担行為》

○ 城東中学校南側多目的広場用地購入（都市美化センター地元補償）

債務負担行為補正限度額 8,030万円  
（令和2年度～令和3年度）

【要求理由と事業内容】

平成30年11月に塔野地区と締結した総合グラウンド建設に代わる地域振興策に関する覚書に基づき、城東中学校南側に多目的広場を整備することに伴い、用地の買取協議を土地所有者と行うにあたり予算の裏付けが必要なため、用地購入費の債務負担行為限度額を計上するもの。現在、土地鑑定評価業務を委託発注しており、用地購入費が確定していないことから、令和2年度当初予算には計上していない。

- ・整備予定地の面積 実測面積7,302.99㎡（27筆）
- ・整備予定地の土地所有者数（相続人を含む） 31人

【課題・現状】

令和2年2月29日に整備予定地の土地所有者及び隣接地土地所有者と境界確認を行った。

境界確認書提出者数（令和2年5月22日現在）

- ・整備予定地の土地所有者 31人中30人
- ・隣接地の土地所有者 6人中6人

【目的・効果】

都市美化センターの設置に関する協定書に基づく地元要望が実現するとともに、城東中学校南側に多目的広場を整備することで、グラウンドゴルフ、少年ソフトボール・少年サッカーの練習、中学校部活動の練習、学校行事の際の臨時駐車場、災害時の救援物資輸送拠点などの利用が期待できる。

【概略スケジュール】

令和2年7月～10月 土地の買取協議、仮契約の締結  
12月 12月補正予算に用地購入費を計上、財産取得の議決  
(2,000万円以上かつ5,000㎡以上の土地の買い入れ)

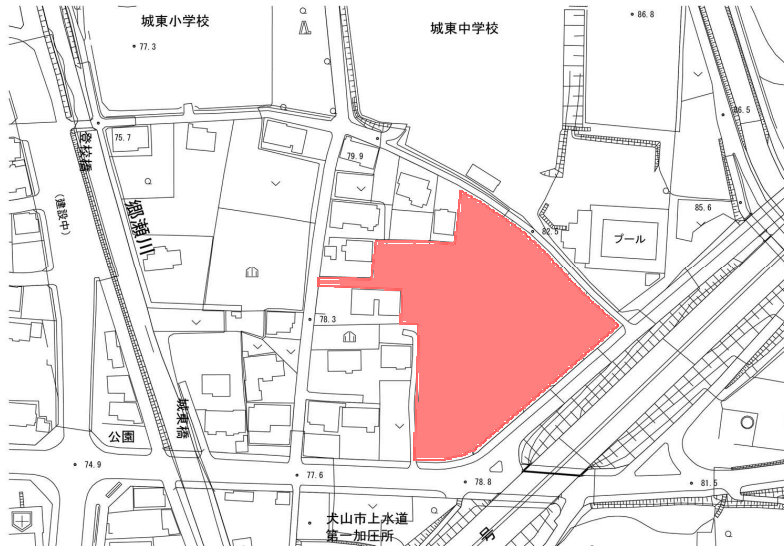
令和3年1月～3月 所有権移転登記、用地費支払い、土地の引き渡し

※一部の土地については、令和3年度中の所有権移転登記、用地費支払い、土地の引き渡し見込み  
(次ページに続く)

【要求額の積算内容】

城東中学校南側多目的広場用地購入 債務負担行為補正限度額 8,030万円

- ・債務負担行為限度額は、現在、土地鑑定評価業務を委託発注していることから、現時点での概算額



## 7 令和2年8月末までの主な行催事

名称等	木曾川うかい安全祈願（関係者のみ）※うかい開きは中止		
実施期間	6月1日（月）～ 同日	時間	11:00 ～ 14:00
場所	木曾川河畔一帯		
担当所属	観光課		
主催	犬山市・各務原市・犬山市観光協会・各務原市観光協会		
名称等	第62回水道週間		
実施期間	6月1日（月）～ 6月7日（日）	時間	0:00 ～ 0:00
場所	市内一円		
担当所属	水道課		
主催	犬山市、犬山市指定水道工事店協同組合		
名称等	あじさいコンサート		
実施期間	7月5日（日）～ 同日	時間	13:00 ～ 14:30
場所	犬山市南部公民館		
担当所属	福祉課		
主催	犬山市心身障害児（者）父母の会		
名称等	夏の交通安全県民運動		
実施期間	7月11日（土）～ 7月20日（月）	時間	0:00 ～ 0:00
場所	犬山市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市、犬山警察署		
名称等	交通安全街頭大監視		
実施期間	7月15日（水）～ 同日	時間	7:30 ～ 8:00
場所	犬山市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市、犬山警察署		
名称等	桃太郎あゆまつり（未確定）		
実施期間	8月1日（土）～ 同日	時間	10:00 ～ 15:00
場所	桃太郎公園		
担当所属	観光課		
主催	栗栖桃太郎発展会		